

## 東京工芸大学後援会慶弔見舞金に関する取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、東京工芸大学後援会会則第5条第6号の規定に基づき、本会が行う慶弔及び見舞金の贈与に関する事項を定めることを目的とする。

(慶祝)

第2条 会長は、在籍する学生に特別な功労があると認めるときは、その裁量により金品を贈り、慶祝を表することができる。

(弔慰)

第3条 正会員又は学生が逝去したときは、その遺族に対して2万円及び花輪を贈り、弔慰を表する。

(見舞金)

第4条 見舞金は、本会が加入している財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」並びに「通学中等傷害危険担保特約」の担保範囲で治療日数の不足により、保険金の適用を受けることができない学生に対して贈る。

2 見舞金は、1件につき5万円を限度とし、治療に要した総額のうち自己負担分の治療費の実費とする。

3 見舞金は、治療終了後に贈るものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

(所轄)

第5条 慶弔見舞金の贈与に関する事務は、庶務課で行う。

(その他)

第6条 この細則に定めのない事項については、役員会において審議し、会長が決定する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、役員会の議を経て、会長が行う。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年7月17日から施行する。